

事例2 株式会社イズミ

1 会社概要

株式会社イズミ（以下「会社」）は、広島県に本社を置き、中国・四国、九州地方を中心に約100店舗を設けて、「ゆめタウン」（大型ショッピングセンター）、「ゆめマート」（小商圏スーパー）、「ゆめモール」（ライフスタイルセンター）の3つを基幹事業として、衣料品、住居関連品、食料品等の販売及びインポート事業を行っており、従業員数は、約17,000人、営業収益は約6,500億円（単体2016年度）である。

2 労働災害の発生状況

労働災害の発生状況（休業4日以上）を見ると、2016年は50件であり、転倒災害が21件と最も多くなっている（図表2-1-1、図表2-1-2参照）。

また、転倒災害について、年齢別に発生状況を見ると、50歳代が約62%と過半数を超え、50歳以上では約81%となっている。

さらに、転倒災害は、「床通路」での「移動・運搬」時のものが増えており、その主な要因としては、①足元の不注意、②通路の整理・整頓の不徹底、③床の防滑対策不足などが上げられ、「移動・運搬」時の「床通路」の安全性の確保が課題となっている。

3 労働災害防止対策の取組方針

2017年度においては、「治癒までが長期となる転倒事故防止」を重点対策として、「労災事故件数10%以上削減、転倒事故を15件以内とする」ことを目標に取り組んでいる（図表2-1-1、図表2-1-2参照）。

具体的には、①2017年4月の幹部会議（本社が召集して開催する全店長等が参加する会議）において、転倒災害を重点とする労働災害防止の目標達成についての指示、②安全・安心の確保のためのルールを作成して、「カイゼンニュース」に盛り込んで全店舗に配布することにより、周知徹底を図る、③毎月の労働災害の発生状況とその再発防止に向けてのポイントを盛り込んだ「労災ニュース」を作成して、全店舗に配布して掲示することにより、労働災害防止に向けての注意喚起を行う、などの取組みを行っている。

2016年労災事故の問題分析について

1. 過去1年間の労働災害（休業災害）の発生状況について

休業4日以上（死傷病報告書の提出）の件数は、50件（通勤災害除く）

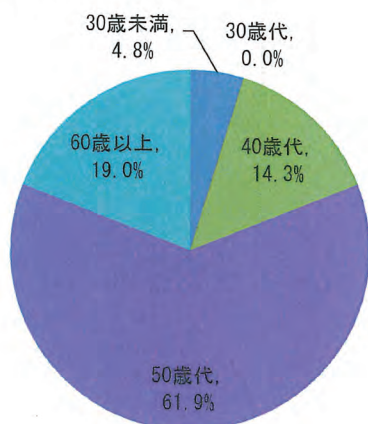
1) 事故状況別発生件数（2016年1月～12月）

状況	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
転倒	4	1	2	3	0	3	2	0	1	1	2	2	21
崩壊・倒壊	0	1	1	0	2	1	2	0	0	1	0	0	8
墜落・転落	0	1	1	1	0	0	1	0	0	1	2	0	7
動作の反動・無理な動作	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	4
飛来・落下	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
切れ・こすれ	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
高温・低温物との接触	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
激突され	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
月計	4	6	5	4	3	5	7	1	1	6	4	4	50

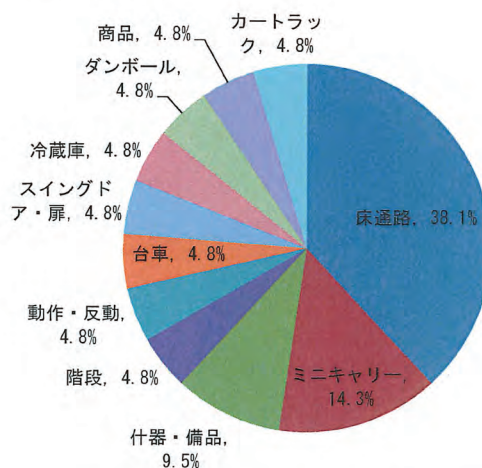
事故発生状況としては「転倒」が全体の42%を占める

2) 転倒事故の内訳

①年代別構成比



②発生要因



③発生要因と事故時の動作

	移動・運搬	荷受・格納	作業準備	清掃・片付	調理・製造	接客	品出し	その他作業	計
床通路	4	0	1	0	0	0	1	1	8
ミニキャリア	3	0	0	0	0	0	0	0	3
什器・備品	0	0	0	0	0	0	0	2	2
階段	1	0	0	0	0	0	0	0	1
動作・反動	0	0	0	0	1	0	0	0	1
台車	0	1	0	0	0	0	0	0	1
スイングドア・扉	0	0	0	0	0	0	0	1	1
冷蔵庫	0	0	0	1	0	0	0	0	1
ダンボール	0	1	0	0	0	0	0	0	1
商品	1	0	0	0	0	0	0	0	1
カートラック	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計	9	2	2	1	1	1	1	4	21

転倒事故は50歳以上が8割、移動時の通路の安全確保に課題

図表2-1-1 2016年の労働災害発生状況と2017年度の労働災害防止対策の取組方針

④移動運搬時の転倒事故の詳細

事故の詳細	考えられる主要要因
1 物を運んでいる途中にミニキャリーが足下にあることに気付かずつまずいて転倒した。	①足元の不注意 ②通路の整理整頓
2 台車を売り場からバックルームへ押して入った時に空のパンキャリーが床に置かれていた為足に引っかかり転びそうになった。	
3 バックルームへ移動中に通路にあった卵用のキャリーに足をとられて転倒した。	
4 作動していないエスカレーターを下りていた時に滑って転びそうになり右手を床についた。	①足元の不注意 ②床の防滑対策不足
5 作業終了後に作業場から出ようとした時に床が滑りやすくなっていて足を滑らせ転倒した。	
6 コンベクション隣シンク付近の床が滑りやすくなっていて足を滑らせ転倒した。	
7 青果作業場へ向かっている際、雨降りの為通路が水で濡れており、足を滑らせ転倒した。	
8 荷物を取りに行くため精肉BRを通った際床に落ちていた鶏肉の皮を踏み転倒した。	
9 床に油がこぼれており目印にダンボールが置いてあるにも関わらず状況を知らず踏み滑って転倒した。	

2. 今後の対策

重点対策としては治癒までが長期となる転倒事故防止に取り組む

目標：労災事故件数10%以上削減、転倒事故を15件以内とする

対策	期日
対策1：目標の周知 ①4月度幹部会にて店舗責任者へ方針の周知・徹底 ②各事業所で状況確認、安全衛生委員会にて協議・報告	4月
対策2：マニュアルの再整備、注意喚起 ①現状の作業マニュアルを再徹底（カイゼンニュース等） ②掲示等の工夫により注意意識を喚起する（労災ニュース等）	4月～
対策3：本社と連携し発生した転倒事故の原因追究 作業カイゼン担当部署を課から部にし取組みの強化を図る	4月～
対策4：リスクアセスメントの再整備 ①対策3を実施した結果としてリスクの再見積もりを行う ②リスクアセスメントの改廃及び周知	～8月

図表2-1-2 2016年の労働災害発生状況と2017年度の労働災害防止対策の取組方針

4 カイゼン活動

(1) 概要

会社においては、2011年度からトヨタ式カイゼン活動を実施しており、業務の無駄を洗い出したり、仕事上の事故を防ぐ工夫をすることなどにより、より効率的に、より安全に仕事ができるように、業務の見直しを継続的に行っている。

このカイゼン活動は、①4S活動などの「安全・安心を確保するための取組み」、②店舗において必要となる作業の日時・時間帯に勤務可能な従業員を割り当てる「人員シフトの作成」、③品揃えを時間帯によって変えていくことにより半額値引き等の見切り品を少なくすること等による「原価低減」、④異常値の見える化等による「在庫削減」、等を主な内容とするものであり、この中で、4S活動などの「安全・安心を確保するための取組み」は、カイゼン活動の取組みのベースとなる最も基本的なものとして位置付けられている。

また、このカイゼン活動は、本社に設置されているカイゼン推進部が、2012年から、全店舗を指導して実施しており、人事部においては、カイゼン活動の取組みのうち、安全・安心を確保するための取組みについて、カイゼン推進部と連携しながら、全店舗への周知徹底を行っている。

(2) 4Sチェック

カイゼン活動の取組みを行うに当たって、最も基本となるのが4S（整理、整頓、清掃、清潔）であることから、まず、これを徹底して、各店舗において、4Sが整えられた状態を整備した上で、その他の取組みを上乗せして行っている。

このため、各店舗においては、4Sが整えられた状態を継続的に維持していくために、本社（カイゼン推進部）主導で、各店舗の4Sの状態をチェックして、不具合があれば改善指導を行って是正させている。

具体的には、本社（カイゼン推進部）において、「4Sチェック表」を作成しており、「整頓」の「保管スペースを守れている」かどうかについて、「バックヤードの各置場区画の白5cm幅ライン外に、物が置かれていない」かどうかを具体的に確認するなど19のチェック項目を盛り込んでいる。

また、「4Sチェック表」の「具体的な確認項目」について、どのような場合に「○」、どのような場合に「×」になるのかを写真を付して説明した「4S基準写真」も併せて作成して全店舗に配布している（図表2-2-1、図表2-2-2参照）。

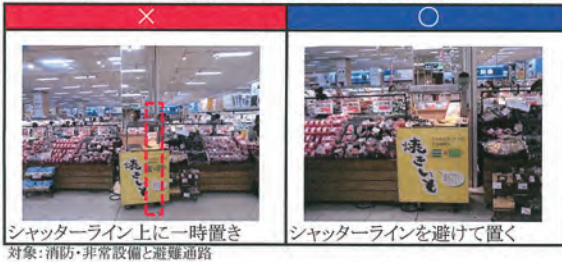
これらに従って、本社（カイゼン推進部）が、全店舗を回って、1年間で4期に分けた3ヶ月サイクルで、全店舗の4Sの状態をチェックしている。具体的には、最初の1ヶ月目は、本社（カイゼン推進部）が4Sの取組状況のチェックを行った上で、「×」の部分については、各店舗に是正させ、改善後の写真を付して、本社（カイゼン推進部）に報告させるようにしている。また、2ヶ月目、3ヶ月目については、各店舗においてセルフチェックを行って、自主的に是正を行わせることにより、4Sが整えられた状態を継続的に維持することができるようにしている。

4S 基準写真

No,1 (1~10)

カイゼン推進部 16.09.05

1) 物の保管・一時置きが禁止されている場所に、物が置かれていない



6) 表示と異なるものが置かれていない



2) 移動機に、私物や作業に使わない物が置かれていない



7) 荷受場に、入荷品が入荷から2時間を超えて放置されていない



3) メーカー販促物を、入荷時の状態で入荷から1ヶ月超保管していない



8) 後方在庫は特売準備・残、定番残に区分けされ、表示が付いている



4) 各置場区画の白5cm幅ライン外、もしくはライン上に、物が置かれていない



5) 置場区画ごとに、置く物・責任者の表示の取付に漏れがない



10) 冷蔵・冷凍保管の商品・原料在庫への入荷日付表示に漏れがない



図表 2-2-1 「4S 基準写真」

4S 基準写真

No,2 (11~19)

カイゼン推進部 16.09.05

11) 食品は廃棄箱、非食品は不良品回収箱があり、表示が取り付けられて 16) 棚板・棚受け・バー・バー受けは、単品ごとに区分け保管されている



12) 後方で、入荷から2週間を超えた商品を保管していない



17) 売場・後方で、床の水濡れ・ゴミの放置がない



13) レジ・SC保管の買物袋・包装紙は単品区分けされ、表示が付いている 18) 5cm・10cm各ラインが、剥がれた状態になっていない



14) 後方の共用用品・什器・販促物は、課別保管していない



19) 大中小分類表示が、剥がれた状態になっていない



15) 後方の用品は単品区分けされ、小分類で最大保管数が表示されている



図表 2-2-2 「4S 基準写真」

(3) 安全・安心の確保のためのルールづくり

会社においては、危険な作業は非効率で無駄な作業であるとの考え方の下で、カイゼン活動の一環として、顧客・従業員の安全・安心の確保のためのルールづくりを進めており、新たに設けたルールや既存ルールのうちで再徹底する必要があるものについては、本社（カイゼン推進部）が作成する「カイゼンニュース」に盛り込んで、全店舗に配布することにより、周知徹底を図っている。

各店舗においては、本社（カイゼン推進部）から配布された「カイゼンニュース」は、各部門の責任者が、責任を持って従業員に周知することとされており、店舗の掲示板に掲示して、各部門の担当者が見た時には、チェック欄に印鑑を押して確認することとしている。

以下においては、「カイゼンニュース」等に掲載された安全・安心の確保のためのルールのうち、主なものを紹介する。

① 転倒防止

バックヤードの床通路は、2016年は8件と転倒災害が最も多く発生する場所となっており、「油こぼれ」や「水漏れ」によって床通路が滑りやすくなっていたことによるものが多い状況にある。

このうち、バックヤードの床通路の油汚れについては、惣菜部門において、揚げ物を作る際に、床にこぼれた油が、惣菜部門の従業員の作業靴に付着して、この従業員が、バックヤードの床通路を歩いて、店内を歩き回ることによって、油汚れが店舗全体に広がってしまうことが原因になっていたことから、以下のようなルールを定めている。

ア 惣菜部門の油こぼれ防止ルール

惣菜部門において、揚げ物を作る際の油こぼれの原因としては、①フライヤーへの油の入れ過ぎにより油がこぼれること、②食材のフライヤーへの投入量が多く、油がはねてこぼれること、③商品を揚げ終わった後、移動させる時にこぼれること、などが上げられた。

このため、①フライヤーに入れる油の量を定める（底から6cm、上から7cm）、②材料のフライヤーへの投入量を抑え、低い位置から投入することを徹底する、③揚げ終わった商品の移動は、ザルでの移動をやめてパッドでの移動に変更する、などの油こぼれ防止のためのルールを定めている（図表2-3参照）。

惣菜 油こぼれ防止活動

Before



After



油投入ライン厳守



低い位置から投入



バットでの移動

上記、作業手順の再定着を図る

図表 2 - 3 惣菜部門の油こぼれ防止ルール

イ 惣菜部門後方の油汚れ拡散防止ルール

惣菜部門で油こぼれがあっても、これが店舗全体に広がっていかないようにするために、次のような惣菜部門の油汚れの拡散防止ルールを定めている（図表2-4参照）。

- (ア) 惣菜作業場から、バックヤード通路に出る際には、マットで靴底を3回拭き取ることにより、惣菜作業場から、店内の他の場所に、油汚れを持ち出さないようにしている。
- (イ) 惣菜部門後方のマット付近については、週1回、ケルヒャー（高圧洗浄機）を使用して、マットから1mの範囲を目安に洗浄することにより、油汚れを放置しないようにしている。

you me

カイゼンニュース

9週①
発行 2016/04/29

今回のテーマ


転倒防止(床の油汚れ・水漏れ)・清潔維持

掲載終了日
2016.05.13
カイゼン推進部

近年、バックヤードにて転倒事故が増えております。従業員の安全確保のため、後方床の清掃は非常に重要です。また、汚れが広がることで「清掃・清潔」が保てず、よくありません。



惣菜作業場出入口の油汚れ
この油が、他のエリアに広がってしまいます



鮮魚後方マットが水浸しの状態です。
その上を歩いて歩くと、別の床も濡れてしまいます。

惣菜作業場後方の油汚れ拡散防止ルール


2015年 通路での転倒事故発生件数

部門	発生件数/年間
惣菜	17件
鮮魚	7件
その他食品	4件
食品レジ	4件
計 (レジ含む)	32件/年間



作業場から出る時
マットで靴底を3回拭き取る

汚れ！
持ち出さない！



週1回、ケルヒャーを使用
マットから1mの範囲を目安に洗浄

汚れ！
放置しない！

見て! 自分の部下、仲間に伝えて責任を果たしましょう

店長	商品次長	衣料次長	仕度次長	テナント次長										
アンダー	ゆめキッズ	婦人服	紳士服	服飾	軽便物	サイズ	ダンス	スポーツ	スタッフ	レジ	カウンター	管理	倉庫	
HF	SD	日ドラ	バラエティ	FC	化粧品	加食	デパート	畜産	鮮魚	精肉	惣菜	あじわい亭	品値C	

図表2-4 惣菜部門後方の油汚れ拡散防止ルール
(カイゼンニュース 2016年4月29日号)

② 高所での商品保管の禁止ルール

2016年4月の熊本地震は、深夜の時間帯の地震であったため、顧客・従業員への被害はなかったが、これが日中の地震であれば、顧客・従業員への被害にもつながる可能性もあった。また、店舗における高所での商品保管は、商品の高所からの落下による負傷の危険、脚立使用に伴う墜落・転落の危険の可能性もある。

このため、売場におけるアップ棚（陳列棚の最上段に棚を設置して商品を一時保管すること）は禁止するとともに、バックヤードにおける商品や備品の保管可能な高さを床面から2mまでとする高さ制限のルールを設けて、高さ2mのラインを赤リボンで表示するルールを定めている（図表2-5参照）。

you
me

カイゼンニュース

今回のテーマ

安全の確保（転倒・落下防止）

揭示終了日
 カイゼン推進部

売場のアップ棚は使用禁止です

陳列棚の最上段に棚を設置し、商品の一時置場として使っている店舗は、大至急、撤去して下さい！





落下の危険

転倒の危険

後方環境においても同様です。
脚立を使わないと取れない位置には、モノを置かない様にする。
または棚の撤去をするなど安全・安心な環境を整えて下さい。




先の熊本震災は、不幸中の幸いで営業時間外だった為、お客様・従業員への館内被害は避けられましたが、いつあの様な事態に見舞われるの分かりません。常に安全面に配慮し、安心できる店舗運営を

原則2m以上の高さには物を置かないようにして下さい

（ルーチンで作業する後方スペース内） ※店舗設備環境により基準高さの誤差は発生します

見て！自分の部下、仲間に伝えて責任を果たしましょう

店長	食品次長	衣料次長	住居次長	テナント次長											
アンダー	ゆめキッズ	婦人服	紳士服	服飾	靴履物	サイズ	メンズ	スポーツ	スタッフ	レジ	カウンター	管理	倉庫		
HP	SD	日ドラ	バラエティ	PC	化粧品	惣食	デリバリー	惣菜	鮮魚	精肉	惣菜	あじわい亭	品質C		

図表2-5 高所での商品保管の禁止ルール
(カイゼンニュース)

③ スイングドアの通行ルール

従業員が、売場とバックヤードとの間のスイングドア（左右開き扉）を出入りする際に、従業員同士ぶつかるケースが見られ、また、スイングドアの反対側に子供などの顧客がいる場合には、スイングドアにぶつかって、事故につながる可能性もある。

このため、スイングドアは左側一方通行にするルールを設けて、誰が見ても分かるように一方通行の表示を設けるとともに、スイングドアは、売場側には開かないようにすることをルールとして定めている（図表2-6参照）。

you me

今回のテーマ

カイゼンニュース

ドア通行ルール

29週②

発行 2015/09/17

表示終了日
2015.10.01
カイゼン推進部

従業員同士の衝突事故を防ぐ為のルールです。
各店、徹底お願い致します。

左右開き扉は「左側通行」
(日本の道路交通ルールと統一)



ここには何も貼らない
向こう側が見えるように



危険



通行可



通行不可

左側 → 通行可
右側 → 通行不可



← 表示物はない店舗は
こちらをPUSH
(ラミネートして使用)

表示を付けて誰が見ても分かるようにしましょう！



ドアを開く場合は「引いて」下さい (売場から後方へ下がる場合は例外あり)

見て! 自分の部下、仲間に伝えて責任を果たしましょう

店長	食品次長	資料次長	仕入次長	テナント次長										
アンダー	ゆめキッズ	婦人服	紳士服	服飾	靴履物	サイズ	傘ズ	スポーツ	スタッフ	レジ	カウンター	管理	食室	
HF	SD	日ドラ	バラエティ	FC	化粧品	加食	デイリー	青果	鮮魚	精肉	惣菜	あじおみ等	品質C	

図表2-6 スイングドアの通行ルール
(カイゼンニュース 2015年9月17日号)

④ 両手腰高作業ルール

売場の商品棚に飲料を補充する作業について、「片手しゃがみ姿勢」で行う場合と「両手腰高姿勢」で行う場合とを比較すると、後者は、腰高で作業をすることにより、腰に負担がかからないだけでなく、両手での作業が可能となることから、1秒当たり2個の補充を行うことができ、前者の1秒当たり1個に比べて、補充スピードも上がることが分かっている。

このため、マテハンを使用するなどにより腰高で作業できる環境を整えるとともに、両手で作業をする習慣をつけるように指示をしている（図表2-7参照）。

you me

今回のテーマ

カイゼンニュース

32週①
発行 2015/10/08

掲載終了日
2015.10.22
カイゼン推進部

両手腰高作業

商品補充を効率よく行うためのポイント

両手作業・腰高作業

- 両手で作業することで、**補充のスピードが上がります**
- 腰高で作業することで、**身体への負担が軽減**されます



飲料を補充する場合の効率の違いを見てみよう



『マテハンの有効活用』

●片手しゃがみ作業の場合



足腰に負担

1秒に **1個** 補充

●両手腰高作業の場合



1秒に **2個** 補充

これだけで時間の短縮に繋がります。

- 両手で作業する習慣**
- 腰高で作業できる環境**

を作りましょう

同じ時間で**倍**の個数が補充が出来る！ 身体への**負担が軽減**！

見て! 自分の部下、仲間に伝えて責任を果たしましょう

店長	食品次長	衣料次長	住居次長	テナント次長										
アンダー	秘めキッズ	婦人服	紳士服	服飾	靴履物	サイズ	メンズ	スポーツ	スタッフ	レジ	カウンター	管理	倉庫	
HPF	SD	日ドラ	バラエティ	FC	化粧品	加食	デイリー	青果	鮮魚	精肉	惣菜	あじわい亭	品質C	

図表2-7 両手腰高作業ルール
(カイゼンニュース 2015年10月8日号)

⑤ カゴ車の運搬ルール

カゴ車をまとめて運搬中にバランスを崩して倒れた事故が発生し、倒れたカゴ車の周囲にいた従業員や顧客の怪我にもつながる可能性があったことを踏まえて、男性は3台まで、女性は2台までとするなどのカゴ車を運搬する際のルールを設けて、周知徹底を図っている（図表2-8参照）。

you
me

カイゼンニュース

29週①

発行 2016/09/16

掲載終了日
2016.09.30
カイゼン推進部

今回のテーマ

【安心・安全】空カゴテナー運搬

今回は、「職場の安全確保」への取り組み好事例をご紹介します。

空カゴテナーをまとめて運搬中にバランスを崩し倒れてしまった。
幸い周囲の人達・運搬者には怪我は無かったが、一歩間違えれば大惨事になっていた。

危険!



このような事態を起こさないように、空のカゴテナーを運ぶ際の基準を作り、全従業員へ周知徹底させました。

空カゴテナーの
まとめて運搬は

女性 2台
男性 3台 まで

■ポスターで全従業員への周知徹底（別府店作成）

カゴテナーの運搬について

● 運搬の際は、必ずカゴテナーのロックを解除してください。

● カゴテナーの積み重ねは、必ずカゴテナーの仕様書に記載の上限を超過しないようにしてください。

● 運搬の際は、必ずカゴテナーの向きを揃えてください。

● 運搬の際は、必ずカゴテナーの向きを揃えてください。



運び方や車輪ロック状態など、写真を使って説明。
新人さんにも分かりやすい!



作成ポスターを提供してもらってます。各店、従業員への注意喚起に活用下さい。

※ポスターは別シート参照

店長	食品次長	衣料次長	住居次長	テナント次長										
アンダー	ゆめキッズ	婦人服	紳士服	靴履物	サイズ	メンズ	スポーツ	スタッフ	レジ	カウンター	管理	倉庫		
HF	SD	日ドラ	バラエティ	FC	化粧品	惣食	デザート	青果	鮮魚	精肉	惣菜	お弁当等	品庫C	

見て! 自分の部下、仲間に伝えて責任を果たしましょう

図表2-8 カゴ車の運搬ルール
(カイゼンニュース 2016年9月16日号)

5 労災ニュース

会社においては、本社で全店舗分の労災保険の適用手続きを行っており、全店舗で発生した労働災害についての労災保険の給付請求を行うに当たっての事業主証明は本社で行っていることから、各店舗の労働災害の情報はすべて本社に集まる仕組みにしている。

この本社に集まる労働災害の情報を活用して、全店舗における毎月の労働災害の発生状況について、「労災ニュース」として取りまとめて、全店舗に配布しており、各店舗においては、安全衛生委員会で対策の協議・検討を行うとともに、掲示板に掲示して注意喚起を行うことにより、従業員の危険感受性が高まるようにしている（図表2-9参照）。

この「労災ニュース」においては、会社全体の労働災害発生件数の推移、各部門の労働災害発生件数、主要な労働災害の事例などを掲載するほか、主要な労働災害のうち今後の再発防止対策が必要なものについては、「今月の労災対処法」として再発防止に向けてのポイントを紹介して、注意喚起を行っている（図表2-10参照）。



図表2-9 労災ニュース (2017年1月号)

<p><今月の労災対処法></p> <p>◎床が濡れていて滑り転倒→規定の靴を履いて滑りにくい環境を整えましょう！！</p> <p>◎何かに躓き転倒→通路・作業場の整理整頓を徹底し躓きの原因となる物が無い状態を維持しましょう!</p> <p>◎スライサーや包丁での切傷→刃物を使用する際には必ず規定の手袋を装着しましょう！！</p>	<p>2016年8月号</p>	<p>WARNING!</p>
<p><今月の労災対処法></p> <p>◎フライヤー使用の際に火傷→油が飛ぶことを想定し、作業手順などを見直しましょう！！</p> <p>◎ダンボール等で足元が見えず躓き転倒→作業前、足元に物が無いかな再確認しましょう！！</p> <p>◎スライサーや包丁での切傷→刃物を使用する際には必ず規定の手袋を装着しましょう！！</p>	<p>2016年9月号</p>	<p>WARNING!</p>
<p><今月の労災対処法></p> <p>◎カゴテナ使用時の怪我 →周囲を確認し、ドア付近では指を挟まないように十分に注意しましょう!</p> <p>◎スライサーや包丁での切傷 →刃物を使用する際には必ず規定の手袋を装着しましょう！！ ※改善されていません!</p>	<p>2016年10月号</p>	<p>WARNING!</p>
<p><今月の労災対処法></p> <p>◎足元の発砲スチロールに気付かず転倒 →作業前、足元に物が無いかな再確認しましょう！！</p> <p>◎スライサーや包丁での切傷 →刃物を使用する際には必ず規定の手袋を装着しましょう！！ ※改善されていません!</p>	<p>2016年11月号</p>	<p>WARNING!</p>
<p><今月の労災対処法></p> <p>◎カートで運搬の際、左横にあったカートに左手小指を挟んだ →周辺の状態を良く確認し、無理な運搬を避け事故の事前防止に努めましょう。</p> <p>◎スライサーや包丁での切傷 →刃物を使用する際には必ず規定の手袋を装着しましょう！！ ※改善されていません!</p>	<p>2016年12月号</p>	<p>WARNING!</p>

図表 2-10 「労災ニュース」(2016年8~12月号)における「今月の労災対処法」(抜粋)

6 今後の課題

近年の従業員を取り巻く労働環境の変化について見てみると、①労働力市場が厳しくなっていることや出店からの期間が長くなっている店舗が見られることなどに伴って、従業員の高齢化が進んでいること、②従業員の高齢化に伴って、些細な転倒事故でも、重症化につながっているケースも見られること、③店舗の人員配置に余裕がなくなってきたこと、バタバタとしている中で、労働災害につながっているケースも見られること、などの大きな労働環境の変化が見られる状況にある。

このような中で、会社においては、労働災害全体の中で、50歳以上が約81%を占めていることから、些細な転倒による労働災害についても、単に本人の不注意によるものというだけで済ますことなく、従業員の危険感受性を高めて、再発防止に向けての取組みをどのように徹底していくのが、現在、課題となっているとのことである。